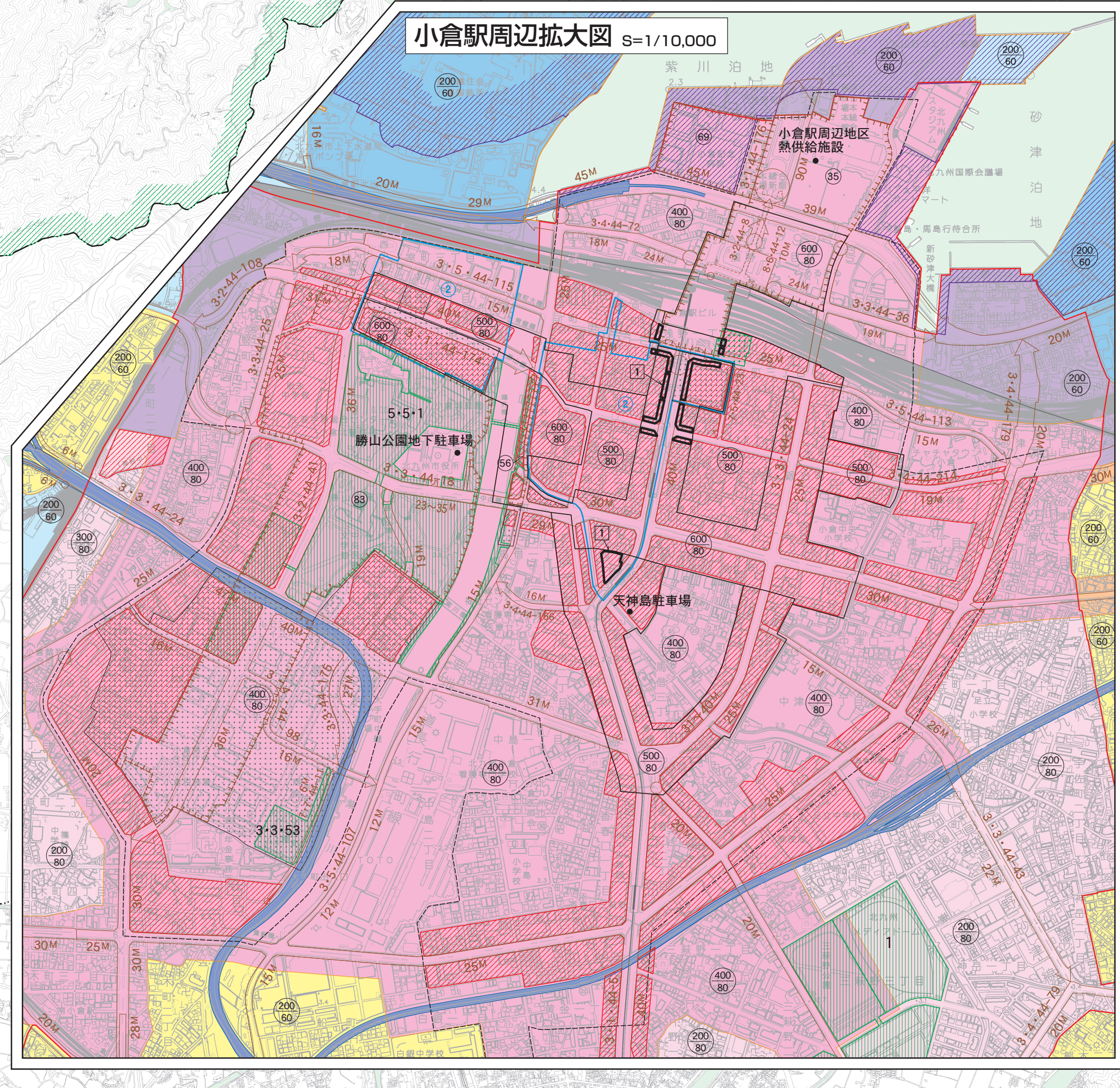



北九州広域都市計画総括図(北九州市東部)

令和四年四月作成



凡例	概要
市街化区域	市街化区域
第一種低層住居専用地域	高さ制限10M以下 敷地面積の90%以上をM1E1
第二種低層住居専用地域	高さ制限10M以下 敷地面積の90%以上をM1E2
第一種中高層住居専用地域	高さ制限10M以下
第二種中高層住居専用地域	高さ制限10M以下
第一種住居地域	
第二種住居地域	
準住居地域	
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	
工業専用地域	
上段容積率(%) 下段容積率(%)	
上段高さの最高限度(M) 下段高さの最高限度(M)	
地区計画区域	①特別工業地区 ②4層以下(高さ制限12M以下)の用途地域 ③エドモントリオン地区
特別用途地区	①高度利用地区 ②高度利用地区
都市再生特別地区	
高度利用地区	
高度利用地区	
防火地域	防火地域及び防火地域 を除く区域の全ては、建築 基準法第22条の2の防火地域 に準ずる。
防火地域(集団)	
準防火地域	
風致地区	
駐車場整備地区	
臨港地区	
特別緑地保全地区	
都市計画公園	
緑地・風通しその他公共空地	
都市計画道路	
都市高速道路	
自動車専用道路	
九州自動車道	
東九州自動車道	
市界	
区界	

北九州市

1:25,000

① 本図は、令和2年2月作成したものを基に作成したものである。② 本図は、令和2年2月作成したものである。③ 本図は、令和2年2月作成したものである。④ 本図は、令和2年2月作成したものである。⑤ 本図は、令和2年2月作成したものである。⑥ 本図は、令和2年2月作成したものである。⑦ 本図は、令和2年2月作成したものである。⑧ 本図は、令和2年2月作成したものである。⑨ 本図は、令和2年2月作成したものである。⑩ 本図は、令和2年2月作成したものである。⑪ 本図は、令和2年2月作成したものである。⑫ 本図は、令和2年2月作成したものである。⑬ 本図は、令和2年2月作成したものである。⑭ 本図は、令和2年2月作成したものである。⑮ 本図は、令和2年2月作成したものである。⑯ 本図は、令和2年2月作成したものである。⑰ 本図は、令和2年2月作成したものである。⑱ 本図は、令和2年2月作成したものである。⑲ 本図は、令和2年2月作成したものである。⑳ 本図は、令和2年2月作成したものである。㉑ 本図は、令和2年2月作成したものである。㉒ 本図は、令和2年2月作成したものである。㉓ 本図は、令和2年2月作成したものである。㉔ 本図は、令和2年2月作成したものである。㉕ 本図は、令和2年2月作成したものである。㉖ 本図は、令和2年2月作成したものである。㉗ 本図は、令和2年2月作成したものである。㉘ 本図は、令和2年2月作成したものである。㉙ 本図は、令和2年2月作成したものである。㉚ 本図は、令和2年2月作成したものである。㉛ 本図は、令和2年2月作成したものである。㉜ 本図は、令和2年2月作成したものである。㉝ 本図は、令和2年2月作成したものである。㉞ 本図は、令和2年2月作成したものである。㉟ 本図は、令和2年2月作成したものである。㊱ 本図は、令和2年2月作成したものである。㊲ 本図は、令和2年2月作成したものである。㊳ 本図は、令和2年2月作成したものである。㊴ 本図は、令和2年2月作成したものである。㊵ 本図は、令和2年2月作成したものである。㊶ 本図は、令和2年2月作成したものである。㊷ 本図は、令和2年2月作成したものである。㊸ 本図は、令和2年2月作成したものである。㊹ 本図は、令和2年2月作成したものである。㊺ 本図は、令和2年2月作成したものである。㊻ 本図は、令和2年2月作成したものである。㊼ 本図は、令和2年2月作成したものである。㊽ 本図は、令和2年2月作成したものである。㊾ 本図は、令和2年2月作成したものである。㊿ 本図は、令和2年2月作成したものである。